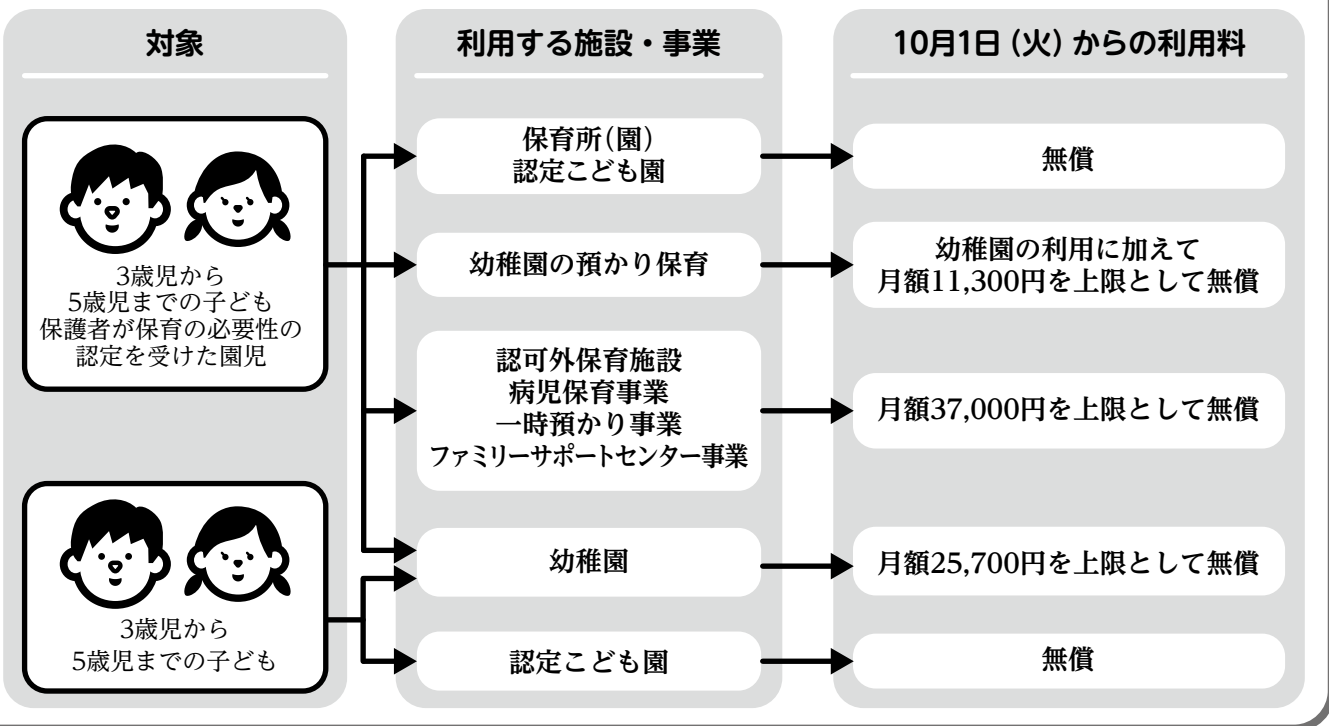


利用料無償化の主な例

※給食費や保育用品費など、無償化対象外の費用もあります



次の①②のいずれかに該当する場合のみ、副食費が無償となります。

①3歳児以上で、年収360万円未満相当の世帯の子ども

②保育所(園)、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設などに入所または通所している子どもが、同一世帯に3人以上いる際の、その世帯の第

給食の副食費の無償化

保育所(園)と認定こども園、地域型保育施設の保育料の無償化

対象 次の①②のいずれかに該当する子ども

①3歳児から5歳児までの子ども

②0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子ども

利用料 原則無償。ただし給食費(ご飯やパンなどの主食費とおかずやおやつなどの副食費)や、保育用品などは保護者負担

保育所(園)、認定こども園、地域型保育施設、認可外保育施設の保育料に関するお問い合わせ

3子以降の子ども
手続き 不要 ※企業主導型保育施設も無償化の対象です。
詳しくは各施設へお尋ねください。

認可外保育施設などの保育料の無償化

対象 次の①②のいずれかに該当する子ども

①保育所(園)、認定こども園、地域型保育施設などを利用しておらず、保護者に保育の必要性がある3歳児から5歳児までの子ども

②住民税非課税世帯で、保護者に保育の必要性がある0歳児から2歳児までの子ども

※保育の必要性の認定要件について詳細はお問い合わせください

対象施設・事業 市から無償化の対象の施設として認定を受けた認可外保育施設、病児保育事業、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業など



0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子ども

月額4万2千円までを上限として無償

3歳児から5歳児までの子ども

月額3万7千円を上限として無償

利用料 給食費や保育用品費、送迎のみの費用など、無償化の対象外の費用があります。

手続き 利用する施設や事業により申請方法が異なります。詳細はお問い合わせください。

10月1日から

幼稚園、保育所(園)、認定こども園などの利用料の無償化がスタートします

10月1日(火)から、幼稚園、保育所(園)、認定こども園などを利用する子どもの利用料が無償になります。また一部の対象者に限り、給食の副食費の無償化されます。詳細はお問い合わせください。

幼稚園と認定こども園の預かり保育料の無償化

対象 満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの園児 ※満3歳になった年

幼稚園の保育料の無償化

対象 次の①②のいずれかに該当する、3歳になった月から小学校入学前までの子ども

①市立神興幼稚園の園児

②子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に通園している園児 ※子ども・子育て支援新制度とは、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために平成27年4月に開始した制度のこと

利用料 月額2万5700円を上限として無償 ※通園送迎費や食材料費、行事費などは保護者負担

手続き 幼稚園を通じて申請を行い、市による「無償化の認定」を受けること

幼稚園の保育料と幼稚園・認定こども園の預かり保育に関するお問い合わせ

市学校教育課 ☎62・5090



度については、世帯全員が非課税世帯の場合のみ対象

利用料 利用日数に応じて、月額1万1300円を上限として無償

手続き 通園している幼稚園、または認定こども園を通じて申請を行い、市による「保育の必要性の認定」を受けること ※認定は認可保育所の利用と同等の要件となります

